

令和7年4月1日 そばリスト技能検定基準要項の一部改正にかかる新旧対照表

改正条項	新	旧
第2条の3 検定で使用する道具	(1)主催者が用意する道具 木鉢(54 cm)、ふるい(網目 40 又は 32 メッシュで外径 24 cm)、 <u>麵打ち台(高さ 75 cm程度)</u> 、 <u>麵打ち板(120×100 cm程度)</u> 、手洗いタンク、バケツ、 <u>生舟</u> 、 <u>麵体養生袋</u> 、切り板、計量カップ、踏み台、刷毛、粉とり(塵取り) □の道具は持ち込み不可とする	(1)主催者が用意する道具 木鉢(54 cm)、ふるい(網目 40 又は 32 メッシュで外径 24 cm)、 <u>麵打ち台(高さ 75 cm程度)</u> 、 <u>麵打ち板(120×100 cm程度)</u> 、手洗いタンク、バケツ、 <u>生舟</u> 、切り板、計量カップ、踏み台、刷毛、粉とり(塵取り) □の道具は持ち込み不可とする
第6条 受 検料と認定 料	2 認定料 検定会において、段位を認定された者は、次の認定料をそばネットジャパンに納入しなければならない。 会 員は一律 <u>5,500 円(税込み)</u> 非会員は一律 <u>6,600 円(税込み)</u> なお、合格者には認定証の交付及び段位認定者として段位認定者名簿に登録される。	2 認定料 検定会において、段位を認定された者は、次の認定料をそばネットジャパンに納入しなければならない。 会 員は一律 5,000 円 非会員は一律 6,000 円 なお、合格者には認定証及び認定カードの交付並びに段位認定者として段位認定者名簿に登録される。
別表 2 (その1) (第3条第1項関係)	後片付け <u>削除</u>	後片付け ⑧終了宣言後、道具類等に触れていないか。
附則	5 この要項は、令和6年7月1日から施行する。 <u>6 この要項は、令和7年4月1日から施行する。(認定料等の改定)</u>	5 この要項は、令和6年7月1日から施行する。